

平成31年3月18日

井原市長 大 舌 勲 様

井原市議会議長 西 田 久 志



政策提言書の提出について

井原市議会では、各委員会において、それぞれが所管する事項に関する調査・研究を行っておりますが、このたびは総務文教委員会及び建設水道委員会において所管事務調査を行った内容を基に全員協議会において協議を行い、下記のとおり政策提言書として取りまとめました。

市長におかれましては、この提言の趣旨をお汲み取りいただき、実現に向けた取り組みを行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 総務文教委員会 「教育環境のあり方について」
2. 建設水道委員会 「新規就農による移住・定住施策について」

新規就農による移住・定住施策
に関する政策提言書

井原市議会

目 次

1. はじめに	1
2. 調査の経緯	2
3. 所管事務調査の実施内容	3
4. 行政視察の実施内容	5
5. 所管事務調査や行政視察から見えてきたこと	6
6. 具体的な提言内容	8
(資料1) 井原市移住・定住支援制度	9
(資料2) 井原市地域別人口推移	11
(資料3) 国内の新規就農者数の推移	12
(資料4) 井原市新規就農者支援施策	13
(資料5) 新規就農支援施策に係る先進事例	14
(資料6) 農業後継者に関するアンケート結果	18
(資料7) 新規就農者へのアンケート結果	20
(資料8) 「就農時に苦労したこと」全国調査結果	22

1. はじめに

我が国は現在本格的な人口減少時代に入っており、平成22年の1億2,806万人をピークに、2060年には8,674万人まで減少するという予測も出ています。

また井原市の人口は、平成17年3月合併時は46,713人でありましたが、平成31年2月末現在では40,551人となり、この間で約6,100人の人口減少という状況にあります。特に中山間地の人口減少は顕著であり、その対策は喫緊の課題であります。

次に、日本の農業を取り巻く環境にも様々な問題があり、その中でも過疎化及び高齢化による後継者不足という深刻な問題を抱えています。

井原市においても同様であり、特に「市北部地域（野上地区・青野地区・芳井地区・美星地区）」（以下「市北部地域」という。）においては持続可能な地域社会の活性化を考える上でも農業の活性化は欠かせない課題であります。

農業には地域経済に重要な役割があるにも関わらず、農業を取り巻く環境は日々厳しさを増しており、後継者をいかにして確保していき育成していくのかは地域の大きな課題でもあります。

このような視点で、井原市議会建設水道委員会では、特に移住者が地域農業の後継者としての役割を担うことを目的とした「新規就農者による移住・定住施策」を平成29年度より所管事務調査のテーマとして研究を重ね、今回、井原市議会の政策提言書として取りまとめることができました。

最後に、本調査・研究の実施においてご多忙中にもかかわらずご協力頂きました、市内外の関係各位の皆様には厚く御礼申し上げます。

平成31年 3月

井原市議会議長 西 田 久 志

2. 調査の経緯

井原市議会で実施している平成28年の「市民の声を聴く会」において、市民から「就農希望者の住宅確保対策として、市営住宅等に農業用倉庫を併設すること等について」の意見があり、平成28年12月の建設水道委員会において所管事務調査「作業場付市営住宅等の建設の可能性を探るための調査について」を実施し、平成29年2月には建設水道委員会と農業（ぶどう）生産関係者で意見交換会を実施しました。

その後、平成29年5月の委員会委員改選時において、前期建設水道委員会（平成27年5月～平成29年5月）が所管事務調査していた「作業場付市営住宅建設の可能性を探るための調査について」の調査内容について、今期建設水道委員会に申し送りを受けました。

その後、現在の建設水道委員会において「井原市の移住・定住促進施策」及び「新規就農者の住宅支援施策」について継続して調査・研究を実施し、このたび政策提言書として取りまとめました。

3. 所管事務調査の実施内容

今回の政策提言に係る所管事務調査として、下記調査を実施しました。

○平成29年 6月20日

所管事務調査「作業場付市営住宅建設の可能性を探るための調査について」

- ・主に公営住宅法に係る農業者のための市営住宅建設や市営住宅に作業場を併設することの法的解釈について、調査を実施しました。

○平成29年 7月 7日

所管事務調査「作業場付市営住宅建設の可能性を探るための調査について」

- ・今後の進め方について、委員間で協議しました。

○平成29年 9月14日

所管事務調査「就農者向け住宅支援について」

- ・主に就農者向け住宅建設に対する国の補助金内容について、執行部の出席を求め、調査を実施しました。

○平成29年12月12日

所管事務調査「移住・定住施策について」

- ・井原市の移住・定住施策の考えや事業実施状況について、執行部の出席を求め、調査を実施しました。
- ・ぶどう生産関係者との意見交換会実施について協議しました。

○平成30年 2月 6日

ぶどう生産関係者との意見交換会を実施しました。

○平成30年 3月12日

所管事務調査「移住・定住施策について」

- ・今後の調査の方向性について委員間で協議し、継続して調査することを確認しました。

○平成30年 6月19日

- ・4月17日に実施した行政視察に関する委員間討議の中で、所管事務調査「移住・定住施策について」を継続調査とすることを決定しました。

- ・今年度の委員会行政視察について、新規就農者支援・就農促進施策・移住・定住施策を一つのテーマに実施することを決定しました。

○平成30年 7月30日

- ・7月に実施した行政視察に関する委員間討議の中で、今後の所管事務調査として「新規就農者への住宅支援について」調査することを決定しました。

○平成30年 8月20日

- ・所管事務調査「新規就農者への住宅支援について」の結果を政策提言につなげることを決定しました。

○平成30年 9月14日

- ・政策提言書「新規就農者による移住・定住施策に関する政策提言書（素案）」について協議しました。

○平成30年10月16日

- ・政策提言書「新規就農者による移住・定住施策に関する政策提言書（素案）」について協議しました。
- ・新規就農者、農業従事者へのアンケートについて協議しました。

○平成30年10月19日

- ・政策提言書「新規就農者による移住・定住施策に関する政策提言書（素案）」について協議しました。
- ・新規就農者、農業従事者へのアンケートについて協議しました。

○平成30年11月

- ・新規就農者、農業従事者へのアンケートを実施しました。

○平成30年12月11日

- ・新規就農者、農業従事者へのアンケート集計結果を受けて、政策提言書「新規就農者による移住・定住施策に関する政策提言書（修正素案）」について協議しました。

○平成30年12月26日

- ・政策提言書「新規就農による移住・定住施策に関する政策提言書（案）」について協議しました。

○平成31年 1月15日

- ・政策提言書「新規就農による移住・定住施策に関する政策提言書（案）」について協議しました。

4. 行政視察の実施内容

今回の政策提言に係る行政視察として、下記行政視察を実施しました。

○平成29年10月17～18日

- ・京都府綾部市「定住促進事業について」
- ・奈良県大和郡山市「移住・定住促進事業について」

○平成30年4月17日

- ・高梁市平川村定住促進協議会「新規就農と地域の関わりについて」
- ・久米南町「新規就農者住宅について」

○平成30年7月2～4日

- ・大分県豊後大野市「インキュベーションファームを中心とした新規就農支援施策について」「移住・定住施策について」
- ・大分県臼杵市「移住・定住促進事業について」
- ・大分県杵築市「就農促進施策について」

5. 所管事務調査や行政視察から見えてきたこと

現在、国内の各市町村においては、今後の人口減少を見越して地域の活性化を図るための地域振興策の一つとして、移住・定住者の受け入れに力を入れています。井原市においてもできるだけ多くの移住・定住者を確保するために諸施策を講じており、井原市議会建設水道委員会では井原市が実施する移住・定住促進施策について継続して調査してきました。また、近隣都市や移住・定住促進施策に力を入れている都市及び移住者受け入れ実績の多い都市の移住・定住促進施策についても調査・研究してきました。

これらの調査から井原市の移住・定住促進施策については、近隣市町や移住・定住施策に力を入れている他都市と比較しても、総合的には一定の評価ができると考えており、実際の移住・定住者の受け入れについても徐々に成果が現れてきていると考えます。

さらに、井原市の移住・定住促進施策の効果を個別に見てみると、市街地部分では、福山や倉敷などの通勤圏である立地や交通の便、子育て支援制度の充実度合いなどを加味すると、特に商・工業に従事する人には今後PRの工夫などによっては更なる効果が期待されると考えます。

しかし、井原市の移住・定住促進施策は市街地地域が対象の中心となる施策が多いため、市北部地域に対しては移住・定住促進につながる施策が少ないと考えます。

具体的に市内の地域別人口推移について、平成17年の市・町合併後の人口と現在の人口を比べてみたところ、市北部地域では人口が24.3%減となっているのに対して、それ以外の地域では7.7%減となっており、市北部地域において急激な人口減少が生じていることがわかりました。

これらの調査結果から、建設水道委員会では、市北部地域に対する地域活性化・過疎集落の維持などの施策が必要であると考え、市北部地域に有効な移住・定住促進施策について検討してきました。現在の市北部地域の産業構造から現実的な効果が考えられる地域振興施策としては基幹産業である農業による振興施策、特に新規就農者受け入れによる移住・定住促進施策が有効であると考えました。新規就農者受け入れによる移住・定住促進施策は、移住・定住者の増加を目指す市全体の振興策であるとともに、過疎化していく集落維持のための施策でもあり、市北部地域において深刻な問題となっている農業後継者問題の解決のための一つの手段としても考えています。

また、井原市として今後、移住・定住促進施策を推進するにあたっては、市街地地域と市北部地域にはそれぞれの地域の実情に即した施策を検討し、それぞれの地域形態において数値目標等を設定して推進することが必要であると考えます。

現在の井原市の新規就農者受け入れ支援施策については、新規就農者が自立した経営を図るまでの経済的な行政支援は他市と同等の取り組みを行っていると考えますが、それ以外に建設水道委員会で調査・研究する中で注目したのは、新規就農者が就農する際に苦労した点として農地確保や農業技術に関すること以外に、住宅を確保することが困難であったというケースが非常に多くあったため、行政の支援として新規就農者用の

住宅建設を含めて、新規就農者が就農時に住宅を確保するための支援が必要であると考えます。

また、新規就農による移住・定住促進施策の成功事例を持つ自治体（地域）では、受け入れ地域や関係団体との協働により、しっかりとした受け入れ前・後の支援体制を築いている点が挙げられます。こうした支援施策は全国的に見ても画一的なものではなく、それぞれの地域の特徴などを考慮した実効性のある具体的な支援体制や施策を検討する必要があると考えます。

最後に、新規就農者が就農先を検討する段階や実際に相談を受ける際に、心配しているそれぞれの課題について、他市よりもひとつでも多く解決してあげるという親身な相談姿勢と今後も継続して必要な施策を検討していくことが必要であると考えます。

6. 具体的な提言内容

- ① 市北部地域の農業振興・人口減少問題に対し、農業後継者や新規就農者及び移住者の目標値を定め、積極的に取り組んで行くこと。
- ② 新規就農での移住・定住施策において、新規就農者に対する住宅を確保すること。
- ③ 新規就農者が移住後、農業次世代人材投資資金などを活用し、健全経営できる仕組みづくりを関係団体や地域との協働により行うこと。

(資料1) 井原市移住・定住支援制度

空き家バンク制度

市内の貸したい、売りたい空き家に関する物件情報は、移住定住ポータルサイト「いばらぐらし」をご覧ください。

いばらぐらし中古住宅活用補助金

空き家バンクに登録のある空き家を購入・賃借して移住する者に対し経費の一部等を補助

【交付要件】

- ・井原市に移住する者で、空き家入居日以前3年間市内に居住していない者又は転入日から1年を経過しない者
- ・空き家入居日より購入者は5年以上、賃借者は1年以上当該空き家に引き続き居住する者
- ・空き家の所有者と購入者又は賃借者が2親等以内の親族でないこと 他

【購入の場合】

空き家購入費用の**1/5 上限100万円**

【賃借の場合】

月額賃借料の**1/2以内**で、1か月あたりの限度額を2万円とし、**12か月分(上限24万円)**

【改修の場合】

改修費用の**1/2 上限100万円**

【家財整理の場合】

売買又は賃貸契約成立日以前に、業者に委託して空き家の家財整理費用の**2/3 上限30万円**

住まい

いばらぐらし住宅新築補助金

市内に住宅を新築する者に対し、住宅新築に要する経費の一部を補助

【対象者】

- ・本市に5年以上定住する意志のある者
- ・H30.4.1～H33.3.31までに住宅新築に係る工事契約し、H34.3.31までに市内に新築、入居する者

【補助金額】

対象経費の1/10 上限100万円

※市外の建築業者等が施工した場合は上限50万円。

住まい

住宅リフォーム補助金

住宅の改修等を行った場合、経費の一部を補助。

【対象者】

市内に住民登録があること、又は補助対象工事完了までに井原市に住民登録を有することができる人

【対象住宅】

- ・補助対象者が所有し、その住宅に居住していること
- ・補助を受ける年度の1月1日現在、市内に住宅があること

【対象経費】

改修、修繕・模様替え、設備改善などの工事費(市内建築業者などが主たる施工業者(市内事業者の施工割合が50%以上)で、50万円以上)

【補助金額】

対象経費の1/10 上限20万円

住まい

四季が丘団地助成金

四季が丘団地の分譲地を購入し、住宅を建設または建設された住宅等を購入した者に対し助成金を交付

【対象者】

- ・分譲地の所有権を取得してから1年以内に住宅工事に着工し、1年以内に完成させることができる者
- ・販売を目的として業者が建設した住宅を購入した者

【助成額】

- ①住宅等取得資金利子助成金：借入金(上限3,000万円)に対する利息(上限2%)を3年間(36か月)補給
- ②固定資産税相当額助成金：固定資産税相当額を3年間助成(土地、建物)
- ③上水道加入負担金助成金：上水道加入負担金相当額(129,600円)を助成
- ④CATV加入等助成金：CATV新設工事等の基本料金(1台)を助成
- ⑤新エネルギーシステム導入助成金：太陽光発電1kw当たり10万円を助成。上限50万円(新築時のみ対象)
- ⑥引越費用助成金：引越費用として、1区画につき5万円を助成
- ⑦公共下水道受益者負担金：公共下水道受益者負担金1㎡当たり500円を、井原市土地開発公社から助成

住まい

いばらぐらしお試し住宅

井原市への移住検討者に井原市での生活を体験していただくため、3つのお試し住宅を整備。

- ①井原お試し住宅(井原市七日市町215)
利用可能期間：1泊2日～13泊14日
- ②芳井お試し住宅(井原市芳井町花滝3877-2)
利用可能期間：1泊2日～89泊90日
- ③井原お試し住宅(井原市美星町三山366-1)
利用可能期間：1泊2日～89泊90日

使用料：①②③いずれも **1,000円/1日**
(生活に必要な備品あり。)

住まい

いばらぐらしスマイルプラス補助金

四季が丘団地、さくら団地の分譲地の購入や、いばらぐらし住宅新築補助金・中古住宅活用補助金(購入費)を申請された方に対し、次の要件ごとに補助上限額を**10万円プラス**します。

- 【要件】①若者世帯(夫婦双方が40歳未満)
②子育て世帯(子供1人につき)
③移住者 ※空き家購入費への加算は除く

住まい

結婚新生活支援事業補助金

婚姻により新生活を始めるための引っ越し費用や家賃等の費用について、**上限30万円**を補助

- 【要件】①新婚世帯の所得が340万円未満
②夫婦双方の年齢が34歳以下

住まい

子ども医療費が無料

中学校3年生修了時までの間、保険診療による自己負担金を**無料化**

子育て

保育園保育料基準額の低減

保育料を、国が定める基準額から**約3割低減**

子育て

保育園・幼稚園保育料の軽減

小学校就学前の園児のうち、2人目以降の保育料を**無償化**

子育て

井原駅前通り賑わい創出事業補助金

起業

井原市の玄関口である井原駅前の賑わい創出や魅力の向上を図るため、井原駅前通り線に店舗等を新規に出店する者を支援します。

【対象者】

井原駅前通り及び井原駅前広場に面する土地に、小売業、宿泊業、飲食サービス業を営む店舗を新たに設置し、3年以上継続して営業する者。ただし、現在営業している店舗の増改築による業務拡大は該当しない。

【対象経費】

土地取得費、店舗新設又は改装に係る設計費及び工事費、店舗と一体的な設備の取得経費（合計100万円以上）

【補助金額】

対象経費の1/2以内 上限3,000万円

補助金交付は、1対象者及び1対象店舗につき1回限り

店舗改装補助金

起業

活力と魅力ある店舗による集客及び売り上げの増加を図るため、店舗を改装して商業活動を行う者を支援します。

【対象者】

井原商工会議所又は備中西商工会の会員で、卸売業、小売業、写真業、宿泊業、飲食サービス業、洗濯業、理容業、美容業を営む者で、改装後3年以上継続して営業する者（賃貸も対象）

【対象経費】

店舗改装に係る設計費及び工事費、店舗と一体的な設備の取得経費（合計100万円以上）

【補助金額】

対象経費の1/2以内 上限100万円

補助金交付は、一対象店舗につき1回限り

新規就農研修事業

就農

（井原市ではぶどう農家研修のみ実施）
経験や農家への縁故などがない方のために、実際の農業を体験する研修から、自営就農に向けた実践的な研修、独立後のフォローまでをトータルに支援しています。

【農業体験研修】

農業や農村生活等への適性を確認することを目的に、先進農家で1か月の農作業や農家生活を体験するための研修。

研修費：10万円（研修終了後に支給）

【農業実務研修】

農業体験研修を修了し、本格的な農業に取り組みたい方に対する2年以内の研修。
農業技術や経営技術の習得、地域との信頼関係づくりなどを通し、独立に向けての実践的なトレーニングを行います。

研修費：180万円/年

基本の150万円に30万円を井原市とJAで
上乘せ支給します

創業支援補助金

起業

市内での創業者を支援し、市内産業の振興、雇用の促進及び定住促進を図る

【対象者】

個人事業者にあつては市内に住所を有する者又は居住を予定している者、法人にあつては所在地がある者で、市内に創業のための事業所を設置し、市税の滞納がない者。ただし、国・県等から創業に関わる補助金の交付を受ける場合は対象外

【対象となる業種】

製造、卸売、小売、写真、宿泊、飲食サービス、洗濯、理容、美容業

【対象経費】

①事業所開設に要する土地及び建物の取得費等、機械装置及び設備の導入に係る費用、車両、工具、備品にかかる経費、その他事業所開設に必要な経費とし、その合計額が50万円以上

②市場調査や販売促進等経営の安定に向けて行う経費

【補助金額】

①対象経費の2分の1以内 上限200万円

②対象経費の2分の1以内 上限30万円

井原市農林業就業奨励金

就農

新たに市内で農業に従事した人に奨励金
5万円を支給します。

ア. 将来にわたり専業（年間従事日数が概ね250日以上）として農林漁業経営を続けていく意志と条件を有すること。

イ. 年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること。

ウ. 過去に就業奨励金（岡山県就農奨励金を含む。）の支給を受けたことがないこと。

エ. 井原市内に住所を有していること。
※その他、詳細な支給要件があります。

ぶどう栽培短期体験研修

就農

ぶどう栽培で、市内での就農に意欲を持たれる方に、現地見学や農業体験を実施しています。

体験期間：5月中旬～10月中旬

（見学のみは年間）

体験日数：1日～5日（日帰り）

活動費：無料

（ただし、食事、宿泊、作業服等は自己負担）

（資料：平成31年3月 井原市ホームページ）

(資料2) 井原市地域別人口推移

		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	13年前 との比較	13年間 の減少率
北部 地域	野上	586	591	573	549	527	524	521	508	497	461	447	439	421	418	0.713	-0.287
	青野	1,073	1,060	1,053	1,025	1,000	973	961	945	925	899	893	870	843	811	0.756	-0.244
	芳井	5,910	5,785	5,657	5,524	5,454	5,340	5,224	5,124	5,081	4,982	4,870	4,748	4,622	4,544	0.769	-0.231
	美星	5,593	5,481	5,375	5,283	5,197	5,102	4,982	4,828	4,733	4,597	4,522	4,392	4,292	4,186	0.748	-0.252
それ 以外	井原	5,690	5,591	5,503	5,459	5,430	5,346	5,227	5,181	5,151	5,055	4,957	4,884	4,818	4,731	0.831	-0.169
	出部	6,565	6,658	6,755	6,906	7,001	6,997	7,038	7,100	7,284	7,251	7,260	7,286	7,368	7,353	1.120	0.120
	高屋	3,937	3,946	3,921	3,952	3,972	3,954	3,913	3,930	3,971	3,894	3,867	3,813	3,773	3,766	0.957	-0.043
	大江	2,304	2,271	2,226	2,191	2,143	2,126	2,099	2,092	2,080	2,067	2,051	1,990	1,984	1,957	0.849	-0.151
	稲倉	2,192	2,174	2,143	2,115	2,117	2,094	2,060	2,049	2,023	1,987	1,940	1,877	1,835	1,778	0.811	-0.189
	木之子	3,088	3,125	3,070	3,018	3,000	2,989	2,963	2,983	3,005	2,973	2,931	2,878	2,856	2,817	0.912	-0.088
	県主	1,713	1,706	1,682	1,648	1,629	1,616	1,602	1,571	1,545	1,513	1,481	1,434	1,382	1,364	0.796	-0.204
	荏原	2,968	2,923	2,897	2,884	2,852	2,809	2,787	2,727	2,729	2,664	2,620	2,571	2,545	2,505	0.844	-0.156
	西江原	5,094	5,069	5,029	5,013	4,992	4,969	4,942	4,872	4,893	4,840	4,770	4,723	4,721	4,684	0.920	-0.080
市合計		46,713	46,380	45,884	45,567	45,314	44,839	44,319	43,910	43,917	43,183	42,609	41,905	41,460	40,914	0.876	-0.124
北部地域合計		13,162	12,917	12,658	12,381	12,178	11,939	11,688	11,405	11,236	10,939	10,732	10,449	10,178	9,959	0.757	-0.243
それ以外合計		33,551	33,463	33,226	33,186	33,136	32,900	32,631	32,505	32,681	32,244	31,877	31,456	31,282	30,955	0.923	-0.077

※井原市北部地域（野上地区・青野地区・芳井地区・美星地区）の合併後12年間の人口減少率は約24.3%となっている。

※それ以外の地域の12年間の人口減少率は約7.7%となっている。

(資料3) 国内の新規就農者数の推移

区分	合計		就農形態別					
			新規自営農業		新規雇用		新規	
	うち49歳以下	就農者	うち49歳以下	就農者	うち49歳以下	就農者	うち49歳以下	参入者
平成19年	73,460	21,050	64,420	14,850	7,290	5,380	1,750	820
平成20年	60,000	19,840	49,640	12,020	8,400	6,960	1,960	860
平成21年	66,820	20,040	57,400	13,240	7,570	5,870	1,850	930
平成22年	54,570	17,970	44,800	10,910	8,040	6,120	1,730	940
平成23年	58,120	18,600	47,100	10,460	8,920	6,960	2,100	1,180
平成24年	56,480	19,280	44,980	10,540	8,490	6,570	3,010	2,170
平成25年	50,810	17,940	40,370	10,090	7,540	5,800	2,900	2,050
平成26年	57,650	21,860	46,340	13,240	7,650	5,960	3,660	2,650
平成27年	65,030	23,030	51,020	12,530	10,430	7,980	3,570	2,520
平成28年	60,150	22,050	46,040	11,410	10,680	8,170	3,440	2,470
平成29年	55,670	20,760	41,520	10,090	10,520	7,960	3,640	2,710

(資料：平成29年 農林水産統計)

(資料4)井原市新規就農者支援施策

(市)井原市農林業就業奨励金支給事業	
<p>新たに市内で農業に従事した者で、過去に就業奨励金の支給を受けたことがない者へ対して奨励金を支給する。</p> <p>39歳以下。専業で年間250日以上従事し、将来とも農林漁業経営を続けるもの。</p> <p style="text-align: center;">奨励金 50千円 市費 25千円 県担い手育成財団 25千円</p>	
(県)就農促進トータルサポート事業	
新規就農研修事業	
農業体験研修事業	
<p>新規就農希望者が、農業や農村生活等への適性を確認することを目的に、先進農家等で1か月程度の農作業や農家生活等を体験するための研修。</p> <p>55歳未満。農業生産基盤が無いこと。青年就農給付金事業の準備型の対象となる者。</p> <p style="text-align: center;">研修費 100千円 県費 100千円</p>	
農業実務研修事業	
<p>新規就農希望者に対し、先進農家等において、研修費を支給しながら2年以内の技術の習得や農地・住宅の確保、地域の絆づくり等により独立・自営就農するための実践的な研修。</p> <p>45歳以上55歳未満。 農業体験研修終了後1年以内の者。</p> <p style="text-align: center;">助成額 1,800千円/年 県費 500千円/年 市費 650千円/年 JA 650千円/年</p>	
早期経営確立支援事業	
空き家等借入応援事業	
<p>新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、入居する住宅の賃借料を助成。農業経営又は新規就農研修を行うために入居している住宅。公営住宅は対象外。期間は独立・自営就農後1年まで。対象経費の2分の1。ただし、30千円/月以内。</p> <p style="text-align: center;">助成額 360千円/年以内 県費 240千円/年以内 市費 120千円/年以内</p>	
農業施設等整備支援事業	
<p>新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、農業経営で使用する中古農機具・施設や入居する住宅等の修繕経費を助成。対象者が所有権、利用権、賃借権等を有し、農業経営に必要な機器や入居住宅。公営住宅は対象外。期間は独立・自営就農後1年まで。対象経費の2分の1。ただし、450千円まで。</p> <p style="text-align: center;">補助額 450千円以内 県費 300千円以内 市費 150千円以内</p>	
新規就農者等支援体制強化事業	
実践スキル指導事業	
<p>新規就農者等へ濃密指導等を行う親方農家の活動を支援。</p> <p>年間20日以上又は40時間以上の指導日数が必要。</p> <p style="text-align: center;">補助額 30千円/人 県費 15千円/人 市費 15千円/人</p>	
帰農者支援事業	
井原ぶどう塾	
<p>定年帰農者など意欲ある就農希望者等に対し、栽培技術等が修得できる実践的な研修を支援する。</p> <p style="text-align: center;">年間7～8回程度開催</p>	
(国)農業人材力強化総合支援事業	
新規就農者確保事業	
農業次世代人材投資事業(準備型)	
<p>県農業大学校等の研修機関等で研修を受け、終了後1年以内に45歳未満で就農又は就職就農する場合、就農希望者に対して研修期間中につき給付金の支給。</p> <p>45歳未満。定額給付。研修期間は2年以内。</p> <p style="text-align: center;">給付額 1,800千円/年 国費 1,500千円/年 市費 150千円/年 JA 150千円/年</p>	
農業次世代人材投資事業(経営開始型)	
<p>独立・自営就農時に経営が安定するまでの間給付金を支給。</p> <p>就農時に45歳未満。人・農地プランへ位置付けられていること。前年所得が100万円未満の場合1,500千円/年、100万円以上350万円未満の場合所得に応じて変動、350万円以上の場合給付停止。最長5年間。</p> <p style="text-align: center;">給付額 1,500千円/年 国費 1,500千円/年</p>	

(資料5) 新規就農支援施策に係る先進事例

(1) 岡山県久米南町

久米南町は農業が基幹産業であり、高齢化等による人口減・農業従事者減対策として、新規就農者の受け入れに力を注いでいる。成果は着実に現れており、田から畑への転換や新たな畑の開墾も始まっている。

新規就農者の住宅確保対策として、空き家の利活用や町営住宅等の利用にも力を入れているが、新規就農者用に平成25年に町営住宅を建設している。

新規就農者住宅利用後には、就農者が空き家を購入したり、住宅を建設している。

①新規就農者住宅の概要

平成25年度に老朽化し利用の少なかった町営のテニスコート跡地を利用し、建設した。

長屋建住宅 戸数2戸 2LDK (85.15㎡)

家賃 月/ 25,000円

車庫兼作業場付 (47.25㎡)

事業費 45,068,950円 (町費)

i) 入居資格

- ・久米南町に就農して5年未満で55歳未満の者
- ・3年以内に久米南町で就農することが確実な農業研修者で55歳未満の者
- ・久米南町の農業振興につながると認められた55歳未満の者

以上のいずれかに該当し、就農から5年以内に専業農家として独立可能な経営計画を立てているもので、現に住宅に困窮しているものであること

ii) 使用期間

- ・既就農者・・・5年以内
- ・農業研修者・・・8年以内(ただし、就農日から5年以内)
- ・上記以外の者・・・5年以内

②新規就農者の推移

H25年度 桃2名、ぶどう1名、その他(水稻等)1名

H26年度 桃4名、ぶどう1名

H28年度 桃1名、ぶどう1名

H29年度 桃1名、ぶどう6名、その他(水稻等)2名

(2) 大分県豊後大野市

豊後大野市は農業が基幹産業であり、耕地面積は県下有数であるが、担い手の高齢化や後継者不足、認定農業者数の減少などにより、耕作放棄地の増加や農業生産額の減少、地域活力の低下の問題を抱えている。

近年、大分県は県全体で移住・定住者の受け入れに力を注いでおり、豊後大野市では移住・定住施策の中心に新規就農者の受け入れを目指している。

次代の農業及び地域を担う若い農業起業者についてホームページ等を通じて全国から広く募集したり、新規就農者の研修施設を新たに建設したり、今後は新規就農者や若年層の移住者向けに安価な分譲地を整備する予定もあり、農業の浮揚、地域への定住促進を目指している。

①研修施設の概要

圃場、機械、集出荷施設、研修用宿泊施設6戸を備え、2年間で農業技術全てを習得する施設

- i) 研修作物 西日本一の産地である夏秋ピーマンを中心品目に定め、産地育成に努めている
- ii) 短期体験研修 新規就農希望者は、1週間程度の短期体験研修を実施し、その結果で研修申請を受け付ける
- iii) 研修生の受入審査 自己資金（生活資金300万円程度）の確認、就農の熱意、労働力（夫婦等）、地域に協調できる人間性、認定新規就農者の認定確実性等を審査。
- iv) 募集人員 毎年3組（6人）55歳未満
- v) 研修期間 1年目：就農実践基礎研修（7.5a／1組）
農業の基礎知識（土壌・防除・農業簿記等）
2年目：農業実践研修（模擬経営12～15a／1組）
就農準備（就農計画・就農用地・住居の確保）
- vi) 指導体制 JAピーマン部会が里親として栽培技術の高度平準化に向けた指導を積極的に実施
- vii) その他
 - ・農林業振興公社が運営し、研修の進行管理や栽培管理の補助は農林業振興公社の営農指導員が行う
 - ・新規就農者技術習得支援班として、市・県・振興局・JA・ピーマン部会等の関係機関が研修カリキュラムの作成や就農計画の策定指導など総合的な栽培技術習得に向けた支援の実施

②研修生の支援内容

- i) 宿泊施設：安心して研修するため宿泊施設を完備（5年間リース）
2LDK 6戸 12,500円／月

- ii) 農業次世代人材投資資金「準備型」(大分県第1号の研修期間認定)
45歳以下就農：150万円/年・1人あたり
- iii) 中高年移住就農給付金(45歳以上55歳未満就農)
県外からの移住就農者：100万円/年・1人あたり
- iv) 研修費用の融資(45歳以上)
1年間(15万円/月)※5年就農後、償還補助

③就農時の支援

就農期間中、就農に向けた経営・資金計画等を策定するとともに住居や就農用農地を確保し、研修終了後は、スムーズに市内に転入し就農ができるシステムを構築している。

- i) ハウス、作業機械等の補助
- ii) 空き家のリフォーム補助、空き家の購入費補助

④定住促進分譲地の整備

旧高校跡地で進めるオリジナル住宅事業

対 象	新規就農者・市外から定住を希望する若年層
宅地面積	約100坪から160坪 26区画
分譲価格	坪1万円

⑤認定農業者の推移

農業認定者は、平成17年度は485人、平成28年度は378人と107人減少している。しかし、次代の担い手である39歳以下の認定農業者は、新規就農者確保施策によって平成22年度は16人だったが、平成28年度は33人に増加している。

(3) 大分県杵築市

大分県では県内各地の農作物の産地育成のために、それぞれの地域で選定した作目の就農学校・ファーマーズスクール制度を創設し、それぞれの産地の担い手を確保・育成している。

杵築市では、いちごを選定した就農学校と花きを選定したファーマーズスクールを設置している。(※就農学校は大分県豊後大野市の研修施設と類似した内容のため、説明は省く)

①ファーマーズスクールの概要

ファーマーズスクールは、就農コーチのもとで実習、座学、模擬営農を行うもの。

i) 補助事業内容

事業実施主体：杵築市

就農コーチ謝金：25,000/月 最長2年間

模擬営農に係る圃場借上げ料 上限 20万円/年

(4) 岡山県高梁市 平川村定住促進協議会

平川地区はとまと・ぶどうの産地であったが、担い手の高齢化や後継者問題を抱えていたため、地区での取り組みとして新規就農者確保に取り組む決断をし、平川村定住推進協議会を設立して、行政や関係団体の協力を得ながら、地域の完全協力体制を軸に新規就農者の確保に成果を上げている。

①新規就農者確保に向けた取り組み

「体感・田舎暮らし事業」として農業体験事業を実施している。

(工夫している点)

- i) 募集時に就農条件を提示し、平川地区を現地で詳しく説明する。
- ii) 地区として支援することができる応募者であるか書類選考・面接をして、協議会で農地・指導農家・営農計画等を調整する。
- iii) 1～6か月程度の体験をしてもらった後に定住するかどうか決めてもらう。
- iv) 定住する際には、農地・住宅・機械・作業面など多方面で地域として支援をしている。

②農業体験事業参加者及び定住実績

H20年度	参加者3名	就農1名
H21年度	参加者3名	就農1名
H22年度	参加者1名	就農1名
H24年度	参加者1名	
H25年度	参加者1名	就農1名
H26年度	参加者4名	就農2名
H28年度	参加者1名	就農1名
H29年度	参加者2名	体験中

(資料6) 農業後継者に関するアンケート結果

・アンケートの手法

農協から任意の農家に配布してもらい、協力農家から提出してもらった。

・アンケート回収数 66

問1. 住所は？

大江町	7	北山町	1	芳井町	2
東江原町	1	青野町	22	美星町	24
神代町	1	稗原町	4		
野上町	3	西江原町	1		

問2. 主に作っている農作物は？（複数回答あり）

果樹	66	水稻	30
野菜	9	その他	1

問3. 作付面積は？（無回答 1人）

10～30a	17	50a～1ha	16
30～50a	22	1ha以上	10

問4. 年齢は？（無回答 1人）

20代	0	50代	5
30代	0	60代	30
40代	3	70代～	27

問5. 担い手となる後継者はいますか？

いる	21
いない	45

問6. （後継者がいない方に）将来の農業経営はどうしますか？

（無回答 1人、複数回答 1人）

廃業の予定	12
地域の担い手に譲りたい	5
地域外も含め、譲りたい	2
わからない	26

問7. 井原市の農業政策への要望等

- ・移住・就農支援の独自施策。ぶどうPR施策。
- ・他地域から来る人の支援ばかりでなく、地域で農林・商工を目指す人への支援。
- ・若い担い手を増やして欲しい。
- ・空き家が多く、スムーズな貸し借りができるような施策。議会で議論を。
- ・ぶどう作りは将来性がある。後継者が他の仕事をしているので、移住者に来て欲しい。そのために、青野地内に作業場付住宅を新規に建てる。（利用者に有利で、安く、利便性もしっかり考える。）
- ・ぶどう畑と住居をセットにして、広く売り出してはどうか。新規就農の補助金等の施策。
- ・ぶどうのジュースやお菓子の工場を作り、町おこし。
- ・歴史を振り返り、西日本一のぶどうの産地、ごぼうの産地となるように。農業に元気がない、活気がない。
- ・小規模農業の市場等の受け皿を設け、1次産業・地域に元気を与えて欲しい。
- ・米に対する助成は多いが、果樹への助成のほうが効果が大きいと思う。
- ・耕作放棄地の草刈りに対する補助が欲しい。
- ・有害鳥獣が多く、出費や収量減となる、対策を。
- ・猪対策。山の木が伸び過ぎ。自然災害の際の補助等が遅い。政策・補助で魅力ある環境にしないと生産者は増えない。
- ・猪、猿対策をもっとして欲しい。
- ・畑かんの維持。
- ・機械化への支援。
- ・コンクリ舗装の農道の破損箇所が多々あり、スムーズに修繕できるようにして欲しい。
- ・このアンケートをどのように活かすのですか。農家目線で政策を立てるよう執行部に注文してください。

(資料7) 新規就農者へのアンケート結果

・アンケートの手法

把握できた新規就農者にアンケート用紙を配付し、提出してもらった。

・アンケート回収数 14

問1. 井原市を就農先に選んだ理由は？（3つまで回答可）

希望作目の適地だった	7
自然環境がよかった	5
相談窓口のあっせん	4
家族の実家に近い	3
地域を前から知っていた	3
農業を営む仲間がいた	3
(販売面も含め) 都市へのアクセス	3
営農指導体制の充実	2
取得・賃借できる農地があった	2
就業先・研修先があった	2
行政等の受け入れ・支援体制	1
実家があった	1
配偶者の実家	0

(意見)

- ・就農面として、古くからのぶどうの名産地としての実績が魅力的。若手就農者受け入れ実績もあり、JA・部会・普及所がノウハウを持っている点が安心できた。
- ・適地であり、農地が賃借できそうだったこと。研修先の親方の人柄。移住相談から就農に向けた産地の紹介など役所の対応の熱心さ。井原市の街の利便性と福山市へのアクセスの良さ。
- ・ワインの原料になるベリーAが栽培できる、多品種を栽培している産地であること。
- ・美星ぶどう団地を見学して感動した。ピオーネ部会長が快く対応してくれた。
- ・元々岡山県に就農希望だった。
- ・都市へのアクセスの良さは就農後に感じた。

問2. 就農時に苦労したことは？（3つまで回答可）

住宅確保	9	営農技術習得	3
作業場の確保	5	地域の選択	3
農地の確保	4	家族の了解	1
資金の確保	4	相談窓口探し	0
その他（地域への関わり方）			1

(意見)

- ・新規就農者を募集するなら、住居・作業場を確保しておいてもらえたらいいと思う。
- ・思った以上に空き家、空き園地が出てこなかった。家や畑の改修に大金がかかるものが多い。地域の方の紹介や支援がないと難しい。これからの新規就農者には悩まないで済むようになって欲しい。

- ・受け入れ態勢が行き当たりばったりで、機能しておらず、自己責任論で諭すばかり。美星に比べてレベルが低かった。今は体制が変わり、だいぶ良くなってきている。住宅と作業場の確保で一悶着あった。
- ・研修時は収入が少ないので、金融機関から資金借入れができない。十分な蓄えがないと家を買えないとなると、若い人は来れなくなる。
- ・県内全てが産地ともいえる中、市町村の特徴がつかみにくい。情報をつかむのに時間がかかる。住宅は圃場近くは利便性が悪く、街中では仕事に支障をきたすことが問題。
- ・軽トラックや農機具などを揃えるのに資金がかかった。
- ・ぶどう出荷までどのように生活していくか。実務研修2年目で成園を借りれたので、運が良かった。不安なことは色々あった。
- ・新規に個人で就農する場合の構想を描くのに時間がかかった。
- ・新規就農者に対して、行政の動きが鈍かった。認定されるのに時間がかかり、就農資金が後手にまわった。野菜の露地栽培に対しての対応が冷たく、ぶどうの就農を勧められた。
- ・農林課の対応が冷たかった。

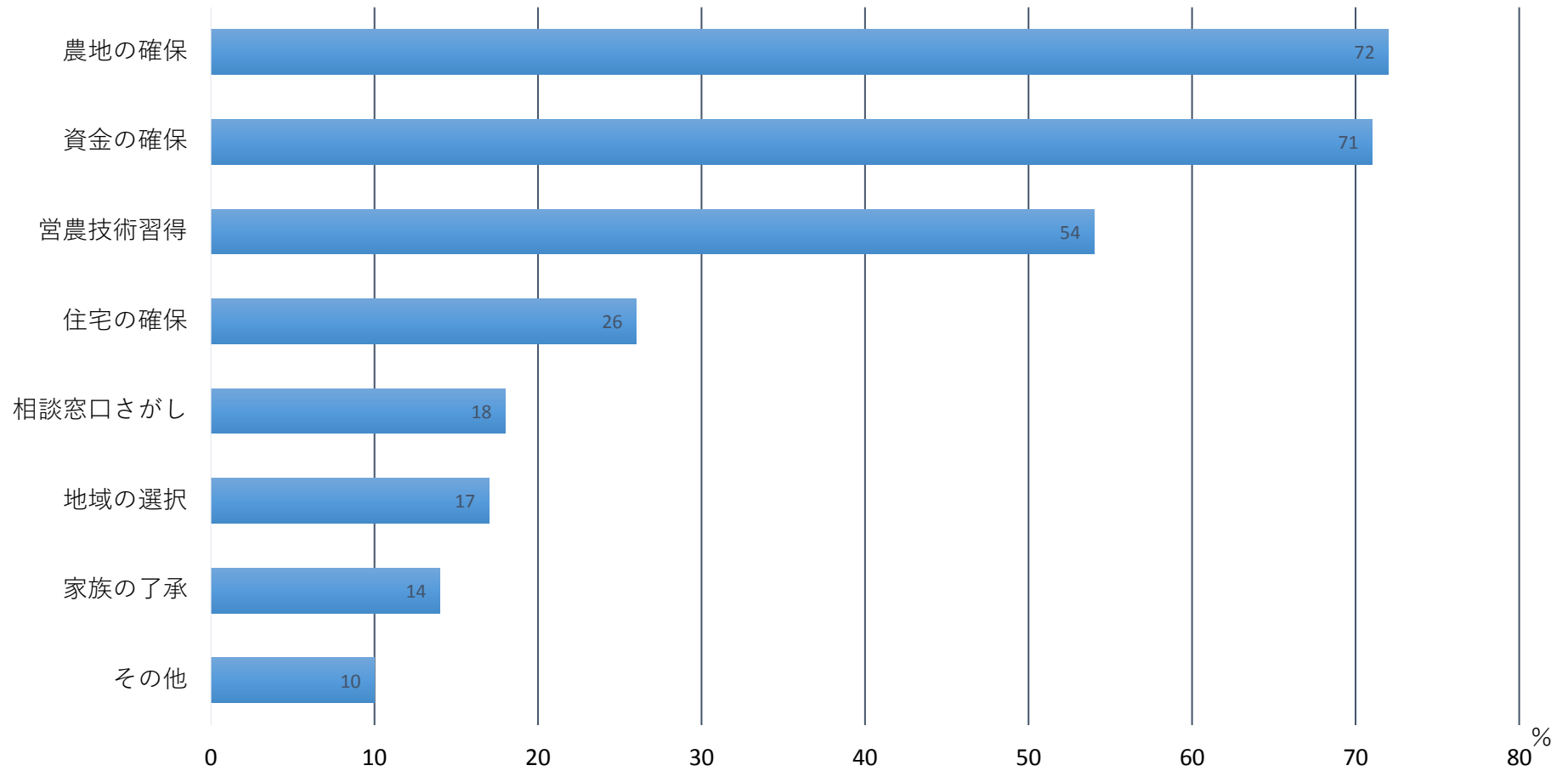
問3. 井原市に足りない就農支援施策は？

住宅の準備	9	資金の補助	1
営農技術の教育	2	積極的なPR	0
相談窓口	1	農地の準備	0
その他	1	その他：経営初期の資金援助、資機材への助成、住宅や作業場改装補助	

(意見)

- ・衣、食、住、仕事のうち、住むところだけは絶対不足している。他は何とでもなりそうな好条件な地域だと思う。住むところさえしっかりしていれば、就農希望者は増えると思う。他産地で住宅の確保は大丈夫というアピールをしている地域もあった。
- ・農地の近くに作業場付きの住宅を確保できるようにしてもらいたい。
- ・農地と住宅がセットで見つかるのが理想だが、倉庫兼作業場だけでもあれば、最悪通いで就農できる。
- ・住宅と作業場があって、なおかつ傾斜の少ない園地と補助金がないと、若い人の受け入れは厳しいと思う。
- ・やっと空き家に引越し住宅確保ができましたが、倉庫などがあり解体費用がかかりました。解体等の補助があれば有り難い。
- ・空き家情報を公民館単位などで収集できないか？
- ・就農での移住の場合、農地の近くの住宅は少ない。住んでいないのに、空き家でない家屋が多いのは、移住者や地域にとってもったいない。
- ・空き家はたくさんあるのに、ほとんどの人は知らない人に貸してくれない。
- ・農地、住宅、地域の受け入れ体制（態勢）。現実的な農業の講習。
- ・所得を早く、多く得ることができる施策。選択できる補助制度、補助額増額や期間の延長。他産地より良いと明言できる制度を設けると就農者もさらに増えるのでは。
- ・就農時の技術指導と就農後の販売先が一元化していると就農しやすい。
- ・様々な形で受け入れ態勢を市と連携して作っていけば大きな窓口になると思う。市の窓口は、もう少し親身な対応を。

(資料8) 「就農時に苦労したこと(新規参入者・複数回答)」全国調査結果



(資料：平成28年度 全国農業会議所調査)